

中小企業向けD X促進モデル事業業務委託

仕 様 書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、D Xによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、D Xを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしている。

一方、県内中小企業向けアンケートの結果では、D Xの取組状況について、「D Xに関する取組を行っていない」「D Xの概念を聞いたことがない」と回答した企業が53.5%という結果が出ており、「D Xに取り組みたいが、何から始めればよいかわからない」という企業が多い。

このような状況から、D Xに取り組みたい、またはD X初期段階にある県内企業に対して、デジタル技術等の導入に関する伴走支援を行い、成功事例を創出することで、当該促進モデルを県内企業に共有することにより、県内企業のD Xにかかる取組を促進するきっかけとすることを目的に本事業を実施する。

2 委託業務名

中小企業向けD X促進モデル事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 本委託業務の内容

(1) 伴走支援の概要

D Xに取り組みたい、またはD X初期段階にある県内中小企業・小規模企業を対象に、各社10月～2月末まで、対面またはオンラインにより、「(2)実施内容(イ)」に記載の支援を月2回程度（うち対面による支援は月1回以上）実施する他、受託者が準備するチャットツール（Slack等）による支援を随時実施すること。

(2) 実施内容

支援の実施について、支援企業の募集をはじめフォローアップ等、支援に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては下記の（ア）～（ウ）に基づ

き実施すること。

(ア) 支援企業の募集及び選定

支援企業を8社以上募集し、9月末までに選定すること。募集要件、応募様式、選定方法や選定基準等は県へ提案し、承認を得ること。

(イ) 伴走支援の実施

- ① 支援企業への現地ヒアリングによる現状把握と課題整理。
- ② 課題解決に向けたDX導入計画書の作成と目標の設定。
- ③ デジタルツールの導入支援や補助金活用アドバイス。
(ツール導入等に関する費用は支援企業が負担。)
- ④ 次年度以降のDX推進に関する計画策定支援。

(ウ) 事例集の作成

支援の概要や効果、残された課題等を踏まえ、県内企業のDX推進の参考となる事例集として取りまとめること。

(3) 県が行う他の事業との連携

別紙「中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担」に掲載する下記(ア)(イ)の関連事業を連携して実施すること。特に、「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」、「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が協議する場を設けるので参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。

(ア) 機運醸成セミナーの開催

DX推進に向けた機運を醸成し、支援企業を広く募ることを目的に、県内企業に対して専門家によるDXを進めるポイントや成功事例を紹介する内容のセミナーを、支援企業の募集期間中(おおむね8月末まで)にオンライン(Zoom等)で開催すること。なお、セミナーでは県が行う関連事業の概要を各受託者等が紹介する時間(40分程度)を確保すること。

(イ) 合同成果報告会の開催

支援企業の成果や課題等について、県内企業をはじめ市町や商工団体等に向け発信する合同成果報告会を、3月初旬までに現地(定員50名程度)及びオンラインでのハイブリッドで開催すること。なお、報告会の中で県が行う関連事業等の成果を各受託者等が紹介する時間(1時間程度)を確保すること。

(4) 広報の実施

(ア) チラシデータ作成

支援企業募集等のため、支援内容を紹介するチラシ、機運醸成セミナー案内チラシ、合同成果報告会案内チラシの計3種のデータ(各A4カラー片面)を作成すること。

(イ) チラシ印刷・送付

印刷するチラシは、(ア)で作成した、支援内容紹介チラシと機運醸成セミナー案内チラシ(A4カラー両面)と、別紙「中小企業向けDX人材育成関連事業におけ

る役割分担」で作成された２事業のチラシ（Ａ４カラー両面）の２種とし、それぞれ 36,000 部以上印刷すること。

なお、合同成果報告会案内チラシの印刷は行わず、データを納品すること。

チラシ配布にあたっては商工団体等のチラシ配布サービスを活用することとし、県が指定する県内商工団体等（１０箇所程度）に、約 34,000 部を別途指定する時期（７月～８月頃）に送付し、チラシデータとチラシ残部は県へ納品すること。

なお、サービスの利用により発生する業務（申込及び調整等）は受託者が行うこととし、チラシ発送費用に加えて、チラシ配布手数料（２種で計約 50 万円）を要することから、見積書に含めること。

（ウ）WEB メディアの活用

年２回（機運醸成セミナー開催・支援企業募集時、合同成果報告会開催時）、SNS 広告等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

（エ）その他

事業への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

（５）効果測定

支援企業に対して支援前の状況と支援後の効果について診断等を実施し、効果測定の結果や支援企業のＤＸ推進に係る課題とその解決策等を取りまとめること。

（６）実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、議事録を作成し提出すること。

（７）実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ１部、印刷物１部を提出すること。

- （１）広報チラシ（36,000 部以上、納品方法は５（４）（イ）に記載のとおり）
- （２）実施報告書（実施記録、効果測定結果、事例集等を含む）
- （３）その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和８年３月２３日（月）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえで実施すること。
- (4) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (8) 報告書をはじめとする本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、本業務に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (9) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (11) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に

遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (12) 受託事業者が(11)のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (13) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (14) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担

- ◆ 中小企業向けDX推進人材育成事業……経営者や担当者層に対し、様々なテーマによるオンライン研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX推進リスティング事業……eラーニングやハンズオンによる企業の課題解決に向けたアプリ開発研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX促進モデル事業……DX導入の伴走支援を行い、取組成果の促進モデルを共有する成果発表会を実施

▶ **チラシ作成・配布、セミナー・報告会**は「中小企業向けDX促進モデル事業」受託事業者で実施。
▶ 他の事業者はチラシ原稿データを提供し、報告会に参加して成果発表。

【スケジュール案】

